

1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表-1、表-2並びに表-3及び表-4の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

2 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ロ. 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ハ. 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

表-1 共通仮設費

項目	内容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占用・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監督員事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分等並びに端材等の処分及び除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表-2 現場管理費

項目	内容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税、自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、積立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用。
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退 職 金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事用写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って、通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表-3 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に対する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告または宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用

寄 附 金	社会福祉団体等に対する寄附
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料その他の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
契約保証金	契約の保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－４ 付加利益等

法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く）

株主配当金

役員賞与（損金算入分を除く）

内部保留金

支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

３ 共通仮設費の算定

（１）共通仮設費は、表－１の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

（２）共通仮設費率は、別表－１から別表－７によるものとする。

ただし、とりこわし工事については、別表－８によるものとする。

なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じて別途積み上げにより算定して加算する。

（３）当該共通仮設費率に含まれる内容は、表－５－１から３とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。

現場環境改善費

工事場所以外の屋外整理清掃費

新たな施策等の試行による特別な費用

表－５－１ 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地整理(新営の場合)、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監督員事務所(敷地内)、現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用。
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用

そ の 他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書に定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用
-------	--

表-5-2 とりこわし工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	準備に要する費用
仮設物費	監督員事務所(敷地内)、現場事務所(敷地内)、作業員施設等に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの科目にも属さない各種目に共通の費用

表-5-3 電気設備、機械設備及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用。
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(4) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、自主管理して施工する特別な専門工事が含まれる場合は、特別な専門工事を除く工事及び特別な専門工事それぞれの工事に必要な共通仮設費を算定し、これらの額を合算した額を共通仮設費とする。

(5) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

4 現場管理費の算定

(1) 現場管理費は、表-2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。

(2) 現場管理費率は、別表-9から別表-15によるものとする。

ただし、とりこわし工事及び分離発注する木製建具工事については別表-16によるものとする。

なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。

(3) 現場管理費率に含まれる内容は、表-2による。

(4) 建築工事の発注において、自主管理して施工する特別な専門工事が含まれる場合は、特別な専門工事を除く工事及び特別な専門工事それぞれの工事に必要な現場管理費を算定し、これらの額を合算した額を現場管理費とする。

(5) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

5 一般管理費等の算定

(1) 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原価に対する比率（以下「一般管理費等率」という。）により算定する。

(2) 一般管理費等率は、別表-17から別表-19によるものとする。

なお、契約の保証を必要とする場合には、別表-20により契約保証費率を加算するものとする。

(3) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を国土交通大臣が指定した「住宅瑕疵担保責任保険法人」から保険料(非課税)及び検査手数料について見積を徴収し、資力確保措置費用として、一般管理費等に加算する。

「住宅瑕疵担保責任保険法人」については、下記アドレスを参考とする。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/rikouhou/insurancecorp.html>

(4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

ただし、設計変更については、資力確保措置費用及び契約保証費にかかる補正を行わない。

別表-1 共通仮設費率（新営建築工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2) Kr: 共通仮設費率 (%) (注3) P: 直接工事費 (千円) T: 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^()$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-2 共通仮設費率（改修建築工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注2) Kr: 共通仮設費率 (%) (注3) P: 直接工事費 (千円) T: 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^()$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－3 共通仮設費率（新営電気設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2)
	Kr：共通仮設費率（%）(注3) P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－4 共通仮設費率（改修電気設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2)
	Kr：共通仮設費率（%）(注3) P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－5 共通仮設費率（新営機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2)
	Kr：共通仮設費率（%）(注3) P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－6 共通仮設費率（改修機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2)
	Kr：共通仮設費率（%）(注3) P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－ 7 共通仮設費率（昇降機設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P)$ (注2) Kr : 共通仮設費率 (%) (注3) P : 直接工事費 (千円)
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^()$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</p> <p>(注3) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－ 8 共通仮設費率（とりこわし工事）

工事区分	共通仮設費率	備考
とりこわし工事	1. 0 0 %	一般工事に含ませて発注する場合
	1. 6 6 %	単独発注する場合

別表－ 9 現場管理費率（新営建築工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e Np + 0.831 \times \log_e T)$ (注2) Jo : 現場管理費率 (%) (注3) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^()$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</p> <p>(注3) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－ 1 0 現場管理費率（改修建築工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e Np + 0.773 \times \log_e T)$ (注2) Jo : 現場管理費率 (%) (注3) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^()$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</p> <p>(注3) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－ 1 1 現場管理費率（新営電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(5.961 - 0.387 \times \log_e Np + 0.629 \times \log_e T)$ (注2) Jo : 現場管理費率 (%) (注3) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^()$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</p> <p>(注3) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－12 現場管理費率（改修電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T) \text{ (注2)}$ <p> J_o : 現場管理費率 (%) (注3) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月) </p>
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。</p> <p>(注3) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－13 現場管理費率（新営機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T) \text{ (注2)}$ <p> J_o : 現場管理費率 (%) (注3) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月) </p>
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。</p> <p>(注3) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－14 現場管理費率（改修機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T) \text{ (注2)}$ <p> J_o : 現場管理費率 (%) (注3) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月) </p>
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。</p> <p>(注3) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－15 現場管理費率（昇降機設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p) \text{ (注2)}$ <p> J_o : 現場管理費率 (%) (注3) N_p : 純工事費 (千円) </p>
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。</p> <p>(注3) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－16 現場管理費率（とりこわし工事、木製建具工事）

工事区分	現場管理費率	備考
とりこわし工事	2. 0 0 %	一般工事に含ませて発注する場合
	3. 9 3 %	単独発注する場合
木製建具工事	4. 6 3 %	分離発注する場合

注1.一般工事とは通常の建物本体工事のことである。

別表－17 一般管理費等率（新営・改修建築工事、とりこわし工事、木製建具工事共通）

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－18 一般管理費等率（新営・改修電気設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－19 一般管理費等率（新営・改修機械設備工事、昇降機設備工事共通）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－20 契約保証費率

契約の方法	契約保証費率
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%
ケース3：ケース1及び2以外の場合	補正しない

注. ケース3の具体例は以下のとおり

- 1) 予定価格が250万円以下の建設工事
- 2) 共同企業体のみによる競争入札を行う工事
- 3) 共同企業体と随意契約を行う工事
- 4) 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事

北海道建設部営繕工事共通費取扱要領

1 共通事項

- (1) 本要領は、北海道建設部営繕工事共通費積算基準（以下「共通費積算基準」という。）に基づき、共通仮設費率表、現場管理費率表及び一般管理費等率表を用いて、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等を計上する場合の要領とする。
- (2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の項目は共通費積算基準による。
- (3) 複数棟の同種工事を一括して発注する場合、共通費算出対象額は合算した金額とする。
- (4) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）については、契約の日から工期末までの期間（工期内に自主施工期間がある場合は、当該自主施工期間を減じることとする。）の日数とする。

指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。なお、月単位の換算については、工期の日数を「30日／月」にて除した値とし、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。
- (5) 設計変更等に伴う共通費の変更については、次のとおり取扱う。
 - ① 工期前に工事が完成する場合の共通費の算定は、当該短縮に伴う共通仮設費率及び現場管理費率を求め、調整を行う。
 - ② 工事一時中止があった場合のT（工期）については、その期間を除くこととする。
- (6) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率を算定する場合の費用には、諸経費対象外費用を含まないものとする。
- (7) 新営工事及び改修工事等の区分は次のとおりとする。

新営工事……建築物を新築、改築又は増築することをいう。

改修工事……建築物の耐用年数又は経済的耐用年数まで建築物の機能を維持するために、計画的に機能を修復することをいう。

修繕工事……建築物又は建築設備の各部位が局部破壊等をした場合に修復することをいう。

2 共通仮設費

- (1) 共通仮設費率による計上
 - ① 共通仮設費の算出基準
$$\text{共通仮設費（円未満切捨）} = \{(\text{直接工事費} - \text{共通仮設費対象外費用}) \times \text{共通仮設費率}\}$$
 - ② 共通仮設費率は、直接工事費（諸経費対象外費用を控除した額）に対応する率（共通費積算基準「別表－1～7」）とする。
 - ③ 共通仮設費対象外費用（仕分け1）
 - ・ 諸経費対象外費用
 - ④ とりこわし工事（本体工事に含まれて発注する場合を含む。）に対する共通仮設費率は、共通費積算基準「別表－8」による。

ただし、本体工事と不可分の状態で行う内装材とりこわし、躯体の一部とりこわし等（処分費等を除く。）については、部分とりこわしとして計上し、本体工事の率による共通仮設費の対象とする。
 - ⑤ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び外構工事の内、2つ以上を合併して発注する場合は、各工種毎の直接工事費（諸経費対象外費用を控除した額）に対応する率とする。
- (2) 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の共通仮設費の算定は、次の工種別に新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率をそれぞれ求め、それぞれの直接工事費に乗じて算定した額の合計額を共通仮設費の額とする。
 - ① 建築工事
 - ② 電気設備工事
 - ③ 機械設備工事

- ④ 昇降機設備工事
- ⑤ 土木（外構）工事
- ⑥ とりこわし工事

(3) 積上げによる計上（円単位）

建築敷地等の状況に応じて下記の項目を積上げ計上する。

また、積算上と実施上の仮設が異なる場合もあるが、指定仮設及び施工条件を明示した任意仮設以外は一般的には任意であるため設計変更の対象としない。

なお、仮囲い等の存置日数が長期間に及ぶ場合は、仮設材の損料単価と買取単価を比較検討すること。

① 工事施設費

ア) 仮囲い及びゲート（指定仮設）

イ) 仮設建物等

監督員事務所、現場事務所、仮設現場倉庫、作業用下小屋、仮設便所(快適トイレを除く。)等の仮設建物等は共通仮設費率に含まれているが、離島等は積上げ計上とする。

ウ) 仮設道路等（指定仮設）

工事用車両等の進入仮設道路、建設機械等の足下回り及び資材置き場等とする。仮設道路については、敷鉄板敷き込み又は砂利敷きとする。

エ) 作業員宿舍、資材置場等の軟弱地盤対策、歩道構台等。

② 環境安全費

ア) 交通誘導警備員の配置等

③ 屋外整理清掃費

ア) 除雪費

④ 機械器具費

ア) 揚重機械器具

⑤ その他

ア) 室内空气中化学物質の濃度測定費

イ) 分析による石綿含有建材の調査

ウ) とりこわし仮設費

安全管理、合図等の要員に要する費用、振動・騒音の測定に係る測定機器類費用等を必要に応じて計上する。

エ) 道路その他占有料及び復旧費

道路及び私有地を使用して支払われる費用について計上する。

オ) 借地及び借家費

借地及び借家の費用で駐車場は含まない。

カ) 設計図書による現場環境改善費

キ) 石綿粉じん濃度測定費

ク) 六価クロム溶出試験費

ケ) レディーミクストコンクリート単位水量測定費

コ) PCB含有シーリング材の判定試験費

(4) 木製建具工事を分離発注する場合の取扱い

木製建具工事を分離発注する場合の共通仮設費は、木製建具工事には計上せず、建築工事（本体工事）の直接工事費に木製建具工事の直接工事費を加算し、対応する率により計上する。ただし、明らかに分離することの出来る共通仮設費（指定仮設等）は木製建具工事に計上することが出来る。

なお、共通仮設費の取扱いについては、特記仕様書等設計図書に明記すること。

(5) 監督員事務所の設置

① 建築工事

監督員事務所は原則として、共通仮設費率により計上する。

イ) 監督員事務所の設置数

監督員事務所の設置数は、原則として同一敷地現場に一棟とする。

監督員事務所は、発注区分毎に設置するかしないかを特記仕様書により指定するものとし、共通仮設費率は、共通費積算基準「別表1、2及び8」による。

監督員事務所を設置しない場合は、共通仮設費率(Kr)に以下の補正値を乗じる。

直接工事費	1000万円未満	1000万円以上 50億円以下	50億円を超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \log_e P$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費（千円）

注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。

注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のKrに乘じる。

ロ) 監督員事務所の規模

監督員事務所の規模は、公共建築工事標準仕様書2.3.1（監督職員事務所、受注者事務所等）によるものとし、次表の工事対象建物面積を参考に決定する。

建物延べ面積(㎡)	100～575	576～2,500	2,501～4,500	4,501～11,000	11,001以上
監督員事務所	1号	2号	3号	4号	5号

② 設備工事

監督員事務所は建築工事に計上するため、原則として計上しない。なお、共通仮設費は減しない。（※設備工事の共通仮設費率には監督員事務所が含まれていないため）設備単独発注（屋外照明灯工事、尿尿浄化槽工事等）の場合は、別途積み上げ計上とする。

3 諸経費（現場管理費、一般管理費等）

1) 一般事項

- (1) 諸経費（現場管理費、一般管理費等）率は、原則として調整しない。
- (2) 特殊な専門工事を分離発注する場合の諸経費は別に定める。
- (3) 諸経費対象外費用（円単位）（仕分け3）

下記に該当する項目は、諸経費算出対象額から控除する。

- ① 産業廃棄物処分費
- ② 建設発生土処分費
- ③ 再資源化施設等受入費
- ④ 有価物処分費
- ⑤ 循環税相当額

- ⑥ 本受電後の電力基本料金
- ⑦ 積上げ計上した仮設用水費（使用料）
- ⑧ 工事に伴う湧水等を公共下水道に排出する場合の費用（下水道料金のみ）

2) 外注工事（円単位）（仕分け2）

(1) 機械設備工事

- ① 専門工事（諸経費を見積計上）

3) 現場管理費

(1) 現場管理費の算出基準

$$\text{現場管理費（円未満切捨）} = \{(\text{純工事費} - \text{諸経費対象外費用}) \times \text{現場管理費率}\}$$

- (2) 現場管理費率は、純工事費（諸経費対象外費用を控除した額）に対応する率（共通費積算基準「別表9～16」）とする。
- (3) 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の現場管理費の算定は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率をそれぞれ求め、それぞれの純工事費に乗じて算定した額の合計額を現場管理費の額とする。
- (4) 現場管理費率の調整

イ. 離島で工事を行う場合

1. 離島における積算にあたっては、地理的条件、その他特殊事情に配慮し、実情に応じた適切な単価及び価格を用いることを原則とする。

2. 上記1によらない場合は、工事毎に下記に示す率まで加算して現場管理費率を補正することができる。

（加算率）	建築工事	7%
	電気設備工事	5%
	機械設備工事	5%

（注意）小規模建築物や木造建築物等は、上記1により積算する。

ロ. 山間地で建設敷地が生活道路に接しない場合

現場管理費率の補正は、5%まで加算することができる。

3) 一般管理費等

(1) 一般管理費等の算出基準

$$\text{一般管理費等（円未満切捨）} = \{(\text{工事原価} - \text{諸経費対象外費用}) \times \text{一般管理費等率}\}$$

※外構工事は千円未満切捨

- (2) 一般管理費等率は、工事原価（諸経費対象外費用を控除した額）に対応する率（共通費積算基準「別表17～19」）とする。
- (3) 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格が一万円単位となるように一般管理費等を調整する。
ただし、工事価格が50万円未満の場合は千円単位となるように一般管理費等を調整する。

4) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

(1) 集合住宅及び戸建住宅（寄宿舍）の取扱い

- ① 集合住宅に係る資力確保措置費用については、国土交通大臣が指定した「住宅瑕疵担保責任保険法人」から**保険料(非課税)及び検査手数料について**、見積を徴収し一般管理費等に加算する。
- ② 建築、電気、機械、建具などに分離発注する場合は建築工事に計上する。工事を工区を分けて発注する場合は、それぞれの工区の建築工事に一括計上する。

(2) 別棟の付属建築物等

土地取得費、別棟の付属建築物(管理事務所、集会所、物置、自転車置場、受水槽、その他これに類するもの)、屋外配管設備(電気、ガス、水道、下水道等の供給処理管、設備等で当該住棟の外壁から概ね1m以遠の部分)、外構施設(よう壁、道路、通路、車場、植栽、遊戯施設、その他これに類するもの)、解体工事費

上記「別棟の付属建築物等」の用途であっても、本体工事と構造上一体的に建設されるものについては、本体工事とみなす。

(3) 設計変更の取扱い

設計変更の場合は、当初設計内訳書の資力確保措置費用の額を設計変更後の額とする。(設計変更しても額の変更はしない。)

5) 契約保証費

(1) 契約の保証を必要とする場合には、共通費積算基準「別表20」契約保証費率を加算するものとする。

(2) 契約保証費の算出基準

$$\text{契約保証費(円未満切捨)} = \{(\text{工事原価} - \text{諸経費対象外費用}) \times \text{契約保証費率}\}$$

(3) 契約保証費率は、共通費積算基準「別表21」による。

(4) 設計変更の取扱い

設計変更の場合は、当初設計内訳書の契約保証費の額を設計変更後の契約保証費の額とする。(設計変更しても額の変更はしない。)

6) とりこわし工事

(1) とりこわし工事の現場管理費率、一般管理費等率は、共通費積算基準「別表16」及び「別表17」による。

(2) 本体工事と合併して発注される場合の取扱い

① 現場管理費は、共通費積算基準「別表16」を適用する。

② 一般管理費等は、本体工事の工事原価と合算した額に対応する率とし、共通費積算基準「別表17」を適用する。

③ 本体工事と不可分の状態で行う内装材とりこわし、躯体の一部とりこわし等については、部分とりこわしとして計上し、本体工事の諸経費率による(本体工事が新営工事の場合は新営工事の諸経費率、改修工事の場合は改修工事の諸経費率)

7) 木製建具(分離発注)

(1) 木製建具の分離発注に係る現場管理費率・一般管理費等率は、共通費積算基準「別表16」及び「別表17」による。

(2) 営繕工事積算標準単価表を用い積算する場合の諸経費対象範囲は、次のとおりとする。

① 木製建具単価は諸経費対象外とする。(見積りを微し単価を設定しており、建具単価に諸経費相当額を含んでいる。)

② 建具建付手間及びガラス工事単価は、諸経費対象外とする。(歩掛りにその他(下請け)経費を含んでいる。)

③ 木製建具金物価格は、材料費のみの単価であるため諸経費対象とする。

(3) 見積による木製建具単価に諸経費相当額を含んでいる場合も、(2)①と同様とする。

4 工事の一時中止に伴う費用増加の取扱い

受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。一時中止に伴う費用増加については以下のとおり取り扱うものとする。

1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画(「基本計画書」)に基づき、当該費用の内容(項目・数量)の必要性を受注者で協議したうえで算定する。

2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区分して計上する。

3) 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用(「中止期間中の現場維持等の費用」)に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。

4) 中止期間中の現場維持等の費用は、内訳書に「工事の一時中止に伴う増加費用」として、原契約の工事費とは別に計上する。

5) 増加費用の計上箇所

工事の一時増加に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



5 追加工事等の取扱い

追加工事等とは、次の工事をいい、これらの工事の共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）は、表1-1、表1-2、表1-3及び別紙1のとおり取り扱うものとする。

1) 追加工事

追加工事とは、本工事受注者との特命随意契約により発注される工事とする。（単体と共同企業体、あるいは、共同企業体の構成員が異なる場合は別業者とみなす。）

2) 分割工事

分割工事(この節を適用するものに限る。)とは、発注者、工種（建築、建具、弱電設備、強電設備、受変電設備、暖房設備、衛生設備、空調和設備）、発注時期及び発注等級が同一で、一棟の建築物を分割する工事のうち、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」の適用を受ける工事とする。

3) 合併工事

合併工事とは、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、土木工事、とりこわし（解体）工事のうち、二つ以上を組み合わせ発注する工事とする。

(1) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費及び現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、工事内容、工事費及び工期から適切と判断できる場合は、主たる工事以外の工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

(2) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

追加工事等に伴う共通費の取扱い

1 追加工事

表 1-1

発注時期	工事区分	共通仮設費の取扱い	諸 経 費	
			現場管理費の取扱い	一般管理費等の取扱い
本工事受注者との特命随契による追加発注	直接工事費に対応する率で算定する場合	本工事と追加発注による工事を一括して発注したとして算定した共通仮設費の額から、本工事の共通仮設費の額を控除した額とする。	本工事と追加発注による工事を一括して発注したとして算定した現場管理費の額から、本工事の現場管理費の額を控除した額とする。	本工事と追加発注による工事を一括して発注したとして算定した一般管理費等の額から、本工事の一般管理費等の額を控除した額とする。
	積み上げにより算定する場合	現場の実態に応じて先行する工事と後で発注される工事が一体となって使用できる仮設計画を立て重複のないよう適正に計上する。		

2 分割工事

表 1-2

(「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」の適用を受けるものに限る。)

区 分	共通仮設費の取扱い	諸 経 費	
		現場管理費の取扱い	一般管理費等の取扱い
直接工事費に対応する率で算定する場合	率は同一工種の直接工事費の合計額に対する率とし、それぞれの直接工事費に、当該率を乗じて共通仮設費を算出する。	率は同一工種の純工事費の合計額に対する率とし、それぞれの純工事費に、当該率を乗じて現場管理費を算出する。	率は同一工種の工事原価の合計額に対する率とし、それぞれの工事原価に、当該率を乗じて一般管理費等を算出する。
積み上げにより算定する場合	それぞれ必要に応じて積み上げ計上する。	それぞれ必要に応じて積み上げ計上する。	

発注時期	工事区分	共通仮設費の取扱い	諸経費	
			現場管理費の取扱い	一般管理費等の取扱い
同時発注	直接工事費に対応する率で算定する場合	それぞれの種別ごとの直接工事費（諸経費対象外費用を控除した額）に対応するそれぞれの種別の共通仮設費率により計上する。	1 建築+土木工事の場合 2 設備+土木工事、とりこわし+土木工事の場合 3 建築、電気設備、機械設備、とりこわし相互の合併発注の場合 それぞれの種別ごとの現場管理費に関する	一般管理費等はそれぞれの工種の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。
	積み上げにより算定する場合	それぞれ必要に応じて積み上げ計上する。	定めにより算定し、それらの合計による。	
本工事受注者との特命随契による追加発注	直接工事費に対応する率で算定する場合	同時発注に準ずる取扱いとする。		
	積み上げにより算定する場合	現場の実態に応じて先行する工事と後で発注される工事が一体となって使用できる仮設計画を立て重複のないよう適正に計上する。		

※ 工事内容、工事費及び工期から適切と判断できる場合は、主たる工事以外の工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。